

(単位:百万円)

区 分	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(参 考) 決算額
I 人にかかるコスト	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	-	-	27	-
②庁舎等(減価償却費)	-	-	-	-
III 事業コスト	10,285	146	-	21,999,189
(1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	-	-	-	46,444
(2)必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	-	-	-	29,693
(3)利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	-	-	-	29,088
(4)国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	-	-	-	43,911
(5)感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	-	-	-	323,530
(6)品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること	-	-	-	4,539
(7)安全な血液製剤を安定的に供給すること	-	-	-	577
(8)革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	-	-	-	29,461
(9)全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	10,285	146	-	21,475,729
(10)妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	-	-	-	16,040
(11)健康危機管理を推進すること	-	-	-	173
コスト計(I+II+III)	10,285	146	27	-

(参考) 自己収入 10,017,422 百万円

当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計の保険料収入等である。

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳									
	たな卸資産	未収金	未収保険料	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	船舶	物品
物にかかるコスト	3,248	-	-	-	-	-	-	-	-	2,997
庁舎等	126,445	-	-	-	79,900	126	33,973	12,444	-	-
(5)感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1,003	3,523	-	-	-	-	-	-	43	-
(9)全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1,909,839	-	4	942,835	△ 113,643	4,580	-	-	-	-
合 計	2,040,537	3,523	4	942,835	△ 113,643	84,481	126	33,973	12,444	43

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳				備 考
	無形固定資産	出資金	未払金	借入金	
物にかかるコスト	251	-	-	-	
庁舎等	-	-	-	-	
(5)感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	-	-	△ 2,563	-	
(9)全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	-	3,303,492	△ 769,138	△ 1,458,290	
合 計	251	3,303,492	△ 771,702	△ 1,458,290	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

I 人にかかるコスト	3,253
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	8,184
III その他事業コスト	-
合 計	11,438

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

(単位:百万円)

利払費	506,587
-----	---------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること、必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること、国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること、感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること、品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること、安全な血液製剤を安定的に供給すること、革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること、健康危機管理を推進すること。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。